③　自主規制機関

平成24年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、実績としては、自主規制機関に対する検査は実施しなかった。

④　その他

平成23年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった指定親会社１業者について、平成24年度中に検査が終了している。

㈱　検査が終了したものとは、検査対象先に対し検査結果通知書を交付したものをいう（ただし、検査対象先の事情等により検査結果通知書の交付を行わないものもある。）。

なお、平成24年度に検査が終了した170件のうち、114件について、臨店検査終了後、３月以内に検査結果通知書の交付を行っている。

上記の検査計画件数及び検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成13年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局長宛てに意見申出書を提出することができることとされている。意見申出があった場合には証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果案を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととなっている。その結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成24年度に検査が終了した検査（平成23年度以前に検査着手したものを含む。）において、適格機関投資家等特例業務届出者１業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、所要の処理を行った。

⑵　平成24年度に検査が終了したもの（平成23年度以前に検査着手したものを含む。）のうち、重大な法令違反等が認められた18件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている。

また、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

なお、平成24年度の勧告事案については本章第７に、平成24年度に検査が終了した金融商品取引業者等において認められた主な問題点については本章第６に記述している。また、タイムリーな情報発信の観点から、勧告事案についてはその都度、主な問題点については四半期毎にウェブサイトに掲載している。

別表　平成24年度の検査実施状況

業務の種別	計画［検査先数］（注１）	実績		検査対象業者数（注３）［延べ数］（注２）	実績［検査先数］（注１）（検査終了ベース）	
		［検査先数］（注１）（着手ベース）	［延べ数］（注２）（着手ベース）			（うち23年度着手分）
第一種金融商品取引業者	150業者	57	61	285	50	14
登録金融機関		28	28	1,126	31	8
投資運用業者		36	38	315	6	2
投資法人		0	0	53	1	1
信用格付業者		3	3	7	5	2
第二種金融商品取引業者	随時実施	20	63	1,279	18	3
投資助言・代理業者		40	87	1,051	38	13
適格機関投資家等特例業務届出者		21	29	3,017	14	2
金融商品仲介業者		9	10	743	6	0
自主規制機関	必要に応じて実施	0	0	11	0	0
その他	—	0	0	—	1	1
合計		214	319	7,887	170	46

（注１）　「検査先数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、主たる業務に基づき分類・計上している。

（注２）　「延べ数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、当該登録を受けている全ての業務の種別に計上している。

（注３）　検査対象業者数は、平成25年３月末時点のものである。

⑶　平成24年度に終了した証券監視委及び財務局長等による検査の１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者104人日、第二種金融商品取引業者42人日、投資運用業者173人日、投資助言・代理業者25人日、登録金融機関35人日、適格機関投資家等特例業務届出者32人日、金融商品仲介業者11人日、信用格付業者204人日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち最少検査投入人員は13人日、最多検査投入人員は736人日となっている。

第５　投資一任業者に対する集中的な検査

平成23年度の検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者が、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知する行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等を行うほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害していた事例が認められた。

企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業者について、その業態や企業年金という顧客の特性等に鑑み、優先して業務の実態や法令等遵守状況について検証する必要が認められたことから、証券監視委及び財務局等の証券取引等監視官部門は、平成24年度において、金融庁による一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、投資一任業者に対する集中的な検査を実施した。

その結果、２業者について法令違反が認められたことから、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分を求める勧告等を行った（本章第６、第７参照）。

㈱　このほか、投資一任業者については、集中的な検査の実施前に着手した２業者の法令違反が認められたことから、行政処分を求める勧告等を行った。

併せて、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）を開設し、年金運用の専門家を配置して、積極的かつ質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点に反映させている。